

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請について7月1日から受付を開始しています。



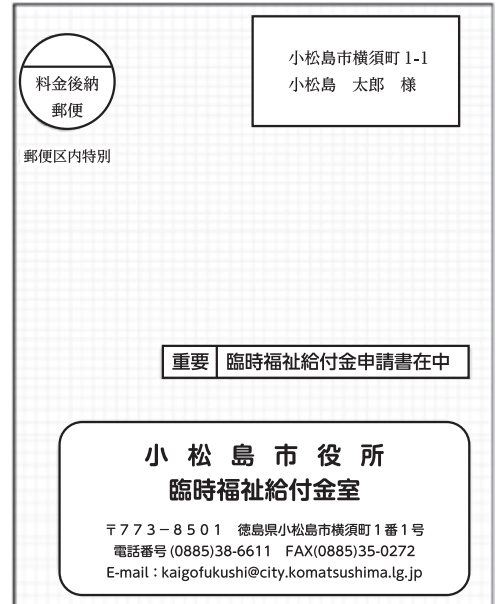
【申請方法】

6月下旬に、給付金の支給に該当すると思われる世帯へ、申請書を郵送していますので、申請書に必要事項を記入し、同封の返信用封筒で市役所へ郵送してください。

※支給対象に該当すると思われるのに、申請書が届かない場合は、下記担当までお問い合わせください。

※臨時福祉給付金の申請書は右の封筒で送付します。
(A4サイズ・ねずみ色の封筒です)

【給付金概要】 ※受けとることができるのは、どちらか1つの給付金です。



臨時福祉給付金

【支給対象者】

平成26年1月1日において、小松島市の住民基本台帳に記録されている方で、平成26年度分の市民税（均等割）が課税されていない方が対象です。

※市民税（均等割）が課税されている方に扶養されている方、生活保護を受けられている方などは対象外です。

- 【支給額】 1. 支給対象者1人につき1万円
2. 支給対象者で老齢基礎年金や児童扶養手当の受給者などに該当する方は、1人につき5千円を加算。（複数の手当などを受給していても、加算額は5千円が上限となります。）

子育て世帯臨時特例給付金

【支給対象者】

平成26年1月1日において、平成26年1月分の児童手当・特例給付の受給者であり、平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満の方。

【対象児童】

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童（平成26年1月1日に生まれた児童を含む）

※臨時福祉給付金の対象となる児童、生活保護を受けられている児童などは対象外です。

【支給額】 対象児童1人につき1万円

【給付金の支給方法】 原則、口座振込になります。しかし、特別な事情がある場合は、現金で支給しますが、受付窓口に取りにお越しいただくこととなります。

【申請期限】 10月1日（水）まで（当日消印有効）午前8時30分～午後5時15分（平日）
（土日祝日は除きますが、7月5、12日（土）は午前9時～午後5時まで受付します。）

【受付窓口・お問い合わせ先】

◎臨時福祉給付金

市臨時福祉給付金室（市役所1階ロビー臨時窓口）
☎ 38・6611（臨時福祉給付金コールセンター）
FAX35・0272
Mail: kaigofukushi@city.komatsushima.tokushima.jp

◎子育て世帯臨時特例給付金

市児童福祉課（市役所1階⑩番窓口）
☎ 32・2114 / FAX 32・3818
Mail: jidoufukushi@city.komatsushima.tokushima.jp

【配偶者からの暴力を理由に小松島市に避難している方について】

配偶者からの暴力を理由に避難しているが、事情により、基準日（平成26年1月1日）時点で住民票を小松島市に移すことができていない人で、一定の要件を満たす人は、申出により臨時福祉給付金については住民基本台帳に記録されている市町村ではなく、小松島市で支給申請を行うことができます。

詳しくは、小松島市児童福祉課（☎32・2114）までお問い合わせください。